

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案					現行				
別表					別表				
1 区民関係					1 区民関係				
番号	事務	名称	額	徴収時期	番号	事務	名称	額	徴収時期
1 ～ 9	[略]				1 ～ 9	[略]			
9 の 2	住民基本台帳 法第15条の 4第1項、第 3項及び第4 項の規定に基 づく除票の写 し又は除票に 記載した事項 に関する証明 書の交付	(1) 除票 の写し の交付 手数料 (2) 除票 記載事 項証明 書交付 手数料	1通につき30 0円 1件につき30 0円	交付の とき。	[新設]				
	10	[略]				10	[略]		
10 の 2	住民基本台帳 法第21の3 第1項、第3 項及び第4項 の規定に基づ く戸籍の附票 の除票の写し の交付	戸籍の附 票の除票 の写しの 交付手 料	1通につき30 0円	交付の とき。	[新設]				
	11 ～ 27	[略]				11 ～ 27	[略]		
備考 [略]					備考 [略]				
2・3 [略]					2・3 [略]				

付 則

この条例は、公布の日から施行する。